

保 育 施 設 の 詳 細

令和2年3月31日現在

①施設類型区分		事業所内保育施設（従業員用のため地域枠なし）					
②施設の名称		宇都宮ヤクルト販売株式会社 上三川保育所					
③施設の所在地		〒329-0617					
		河内郡上三川町上蒲生33-7					
		Tel 0285-56-7600					
④設置者名		宇都宮ヤクルト販売株式会社					
⑤設置者住所		宇都宮市瑞穂3-9-8					
⑥管理者(保育の実施責任者)名		専務取締役 柴田 恵造					
⑦事業開始年月日		平成1年5月1日					
⑧施設・設備	室名(部屋数)	保育室(1)	調理室(1)	便所(1)	その他	合計	
	面積	18.2㎡	2.8㎡	1.7㎡	7㎡	22.6㎡	
	建物の構造	鉄骨造					
	建物の形態	専用建物					
⑨開所時間		通常開所時間		時間外開所時間		備考	
	平日	8:15~15:30		—		—	
	土曜	8:15~15:30		—		会社指定日	
	日・祝日	8:15~15:30		—		会社指定日	
⑩提供するサービスの 内容	利用形態	受入対象年齢					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳以上	学童
	月極預かり	—	○	○	○	○	○
	一時預かり	—	○	○	○	○	○
⑪利用定員(人)		11					
⑫職員数(人)		保育従事者(有資格)		保育従事者(無資格)		その他職員	
		2		2		—	
⑬保険加入状況		賠償責任保険・傷害保険					
⑭県による指導監督 状況	R1年度立入調査時の改善指導事項	重要改善指導事項	有	一般改善指導事項	無		
	改善状況等の報告の有無	有					
⑮3年以上継続して改善を求めている事項		非常口の設置					
⑯指導監督基準に適合している旨の証明書の交付の有無		—	交付年月日		—		
⑰子どもの預かりサービスのマッチングサイトURL		—					

※ 記載内容は、施設から提出された運営状況報告書及び立入調査の結果に基づいています。現時点の状況と異なる場合がありますので、利用する前に必ず施設にお問い合わせください。

※ ⑬の「立入調査時の改善指導事項」とは、「認可外保育施設指導監督基準」に照らして改善を要する点があるもので、改善指導事項がある施設に対しては、期限を定めて改善状況等の報告を求めています。